

学校いじめ防止基本方針



令和6年4月

つくば市立竹園東中学校

I. はじめに

令和の時代に突入し、子どもたちを取り巻く環境はますます変化している。学校教育においても高度化・複雑化する諸課題への対応が必要となっている。目まぐるしく変化する社会の中にあり、現代の学校教育が抱える課題の一つとしていじめが挙げられる。深刻化するいじめを背景とし、平成25年には「いじめ防止対策推進法（以下法）」（文部科学省）が策定された。本方針は、同法第13条の規定および「つくば市いじめ防止基本方針（令和2年度改訂版）」（つくば市教育委員会）に基づき、策定されたものである。

いじめは、どの学校にも、どの生徒にも起こりうるという認識をもち、児童生徒が安心安全な学校生活を送れるよう竹園学園としてのいじめ防止に向けた基本的な方針を定めたものである。

II. いじめ問題の基本的視点

1. 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「法」第2条第1項より

2. 「いじめ」に対する基本理念

- ・いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめをこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

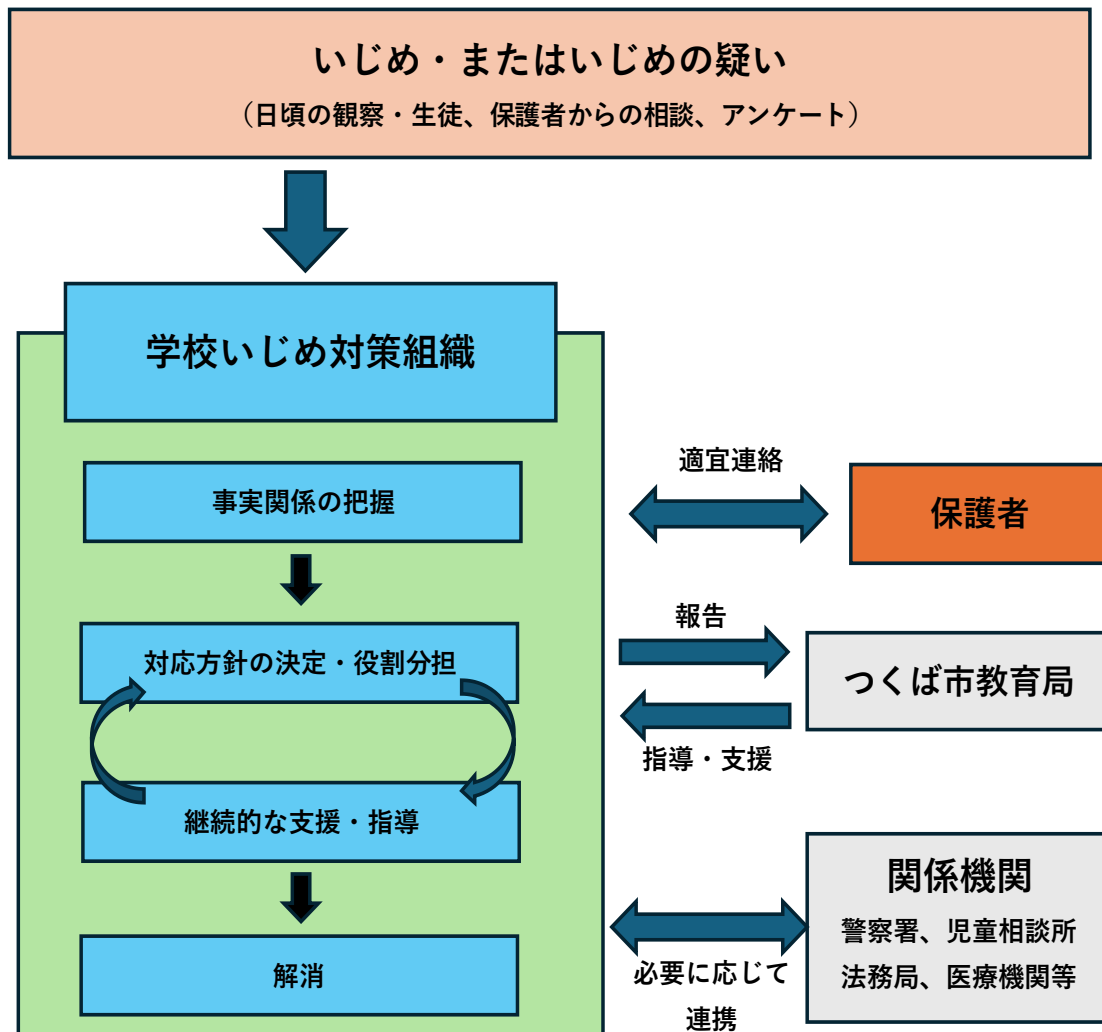
「法」第3条より一部抜粋

Ⅲ. いじめへの対応

1. 「いじめの防止等の対策のための組織」の設置

いじめの防止等に関する対応を効果的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭その他必要なメンバーにより構成する「いじめの防止等の対策のための組織」（法第 22 条）を設置する。この組織は、いじめの問題に取り組むに当たっての中核となり、以下の役割を担う。

- ア 「学校の基本方針」に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正を行う。
- イ いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談があった場合、速やかに対策委員会を実施し、情報の共有と関係児童生徒への事実関係の聴取を行い、いじめであるかどうかの判断をする。
- ウ いじめが発生した場合、いじめに関する指導や支援の体制、対応方針を決定する。



2. いじめの防止等に関する措置

(1) 未然防止

生徒の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、道徳教育や体験活動等の充実を図るとともに、全ての教育活動を通して社会性を育む。

- (ア) 授業、学級活動及び特別活動を通して、自己指導能力を高める。
- (イ) 生徒会活動、学校行事及び部活動を通して、自己有用感を高める。
- (ウ) 教育相談と個別面談の充実を図り、生徒理解に努める。
- (エ) 生徒の主体的な活動とピア・サポート活動を通して、認め合い、支え合える関係性を構築する。

(2) 早期発見

教職員は、いじめがどの生徒にも、どの学校においても起こりうるという共通認識を持ち、全ての教育活動を通じて生徒の観察等を行うことで、変化を見逃さないよう努力する。早い段階から生徒へ個別に声掛けや相談等の関わりを持ち、的確に状況の把握を行う。

- (ア) アンケート調査
- (イ) 保護者との連携
- (ウ) 相談機関との連携及び相談窓口の周知

(3) 早期解消に向けた取組

いじめの連絡、相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「校内いじめ対策委員会」を開き、当該いじめに対して組織的に対応する。

(ア) 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている生徒を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

(イ) 実態の把握

被害者、加害者及び周辺の生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を学校設置者に報告する。

(ウ) 加害者への対応

加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をする一方、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう支援する。また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

(4) 教職員研修の充実

いじめの問題に対する理解を深め、いじめの防止等を図るため、学校内における教職員の研修の充実を図る。

(ア) 実践的研修を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

(イ) 事例研究を通して、いじめの具体的な対応方法の共通理解を深める。

(ウ) 関係法規の研修を行い、組織的かつ的確に対応できるよう。

IV. インターネットを通じて行われるいじめについて

1. 早期発見、未然防止への取組

生徒から定期的に情報を収集し、その把握に努める。また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、児童生徒がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

2. インターネットを通じて行われるいじめへの対応

生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局等の協力を求める。

V. いじめ重大事態について

1. いじめ重大事態の定義

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 「法」第28条第1項第1号・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 「法」第28条第1項第2号 |
|--|

2. いじめ重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、地方公共団体の長へ報告する。
- (2) つくば市教育局と協議の上、当該事案に対処する組織を設置し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- (3) 当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

令和6年度 いじめ問題の対策に関する年間計画

		未然防止の取組	早期発見の取組	いじめの対処
4月	○職員会議 ・いじめ防止基本方針の確認 ・年間指導計画の確認 ○生徒理解会議 ○いじめ対策委員会 ○生徒指導部会	○学級開き ○修学旅行(広島平和学習)での関係作り ○【道徳】C(11)公正、公平、社会正義	○教育相談 ○相談窓口の設置及び周知 ○学校生活アンケート ○生徒の情報交換	○発生事案への対処(随時) ○対応手順の共通理解(全職員)
5月	○生徒指導部会	○スポーツフェスティバルでの関係作り ○【道徳】A(1)自主、自律、自由と責任	○教育相談 ○学校生活アンケート ○生徒の情報交換	○アンケートの結果等により必要に応じて対処
6月	○生徒指導部会	○生徒フォーラム ○情報モラル教育	○教育相談 ○学校生活アンケート ○i-checkの実施 ○生徒の情報交換	○アンケートの結果等により必要に応じて対処
7月	○生徒指導部会	○SOSの出し方に関する教育 ○夏休み前集會	○学校生活アンケート ○二者、三者面談 ○生徒の情報交換	○アンケートの結果等により必要に応じて対処
8月	○職員研修 ・教育相談 ・いじめ防止対策推進法 ○生徒理解会議			○必要に応じて対処
9月	○生徒指導部会	○創明祭での関係作り ○【道徳】D(19)生命の尊さ	○教育相談 ○学校生活アンケート ○生徒の情報交換	○アンケートの結果等により必要に応じて対処
10月	○生徒指導部会	○音楽祭での関係作り	○教育相談 ○学校生活アンケート ○生徒の情報交換	○アンケートの結果等により必要に応じて対処
11月	○生徒指導部会	○音楽祭での関係作り ○【道徳】C(11)公正、公平、社会正義	○教育相談 ○学校生活アンケート ○生徒の情報交換	○アンケートの結果等により必要に応じて対処
12月	○生徒指導部会	○冬休み前集會	○教育相談 ○学校生活アンケート ○生徒の情報交換	○アンケートの結果等により必要に応じて対処
1月	○生徒指導部会	○自然体験学習での関係づくり ○【道徳】B(9)相互理解、寛容	○教育相談 ○学校生活アンケート ○生徒の情報交換 ○二者、三者面談	○アンケートの結果等により必要に応じて対処
2月	○生徒指導部会		○教育相談 ○学校生活アンケート ○生徒の情報交換	○アンケートの結果等により必要に応じて対処
3月	○生徒指導部会 ・取組の反省と基本方針、年間計画の修正等	○【道徳】B(6)思いやり、感謝	○教育相談 ○学校生活アンケート ○生徒の情報交換	○アンケートの結果等により必要に応じて対処